

答申第 684 号

平成 30 年 6 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 12 月 15 日付けで諮問された特定開発事業に係る特定不動産鑑定評価書公開の件（諮問第 779 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、特定組合から取得した特定開発事業に係る特定不動産鑑定評価書を公開したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年8月21日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定開発事業に係る特定不動産鑑定評価書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年9月4日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同月22日付けで、特定組合から取得した特定開発事業に係る特定不動産鑑定評価書（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年10月16日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件行政文書は取得した時点で一部欠落や黒塗り部分がある状態であったとするが、本件行政文書は、原本に黒塗りした上で複写を行い作成されていると思われるところ、複写に際して湾曲が生じるはずであるが、本件行政文書にはそのようなものはない。これは、黒塗りした後に複写されたのではなく、複写された後に黒塗りがされたことを示している。また、印字の濃淡からも黒塗りが原本にされていないことは明らかである。

また、実施機関は、本件行政文書について、特定組合が施行者となった市街地再開発区域の一部の道路の整備等（以下「本件道路整備」という。）について支出した負担金（以下「本件負担金」という。）の妥当性を確認するために取得したとしているが、本件行政文書では、実施機関が負担すべき費用の妥当性を確認することはできない。

したがって、実施機関は、本件行政文書ではなく、一部欠落や黒塗り部分もない完全な状態の文書又は少なくとも黒塗り部分のない文書を取得しているはずである。

さらに、審査請求人が本件道路整備の関係部署に確認したところ、当該関係部署の職員が、実施機関から本件行政文書のどの部分を公開するか相談を受けたと説明していることから、実施機関は、一部欠落や黒塗り部分のない完全な文書を管理しているはずである。

よって、本件行政文書は全部公開されたものではなく、部分公開されたものであり、非公開とされた部分は公開されるべきである。

4 実施機関（県土整備局道路部道路管理課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定により提出した意見書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人は本件行政文書が全部公開されたものではなく、部分公開されたものである旨主張するが、本件行政文書は次の経緯により取得したものであって、取得した時点において黒塗り等されていたものを、全部公開したものである。

特定開発事業は、特定組合が施行者となった市街地再開発事業である。実施機関は、本件道路整備について、都市再開発法（以下「法」という。）に基づき、一部費用を本件負担金として支出しているが、本件負担金の事務については、特定組合と協定（以下「本件協定」という。）を締結し、法及び本件協定に基づき進めているものである。なお、本件負担金については、特定組合による用地取得後、実施機関が完了検査を行い、その適正さを確認した上で、特定組合からの請求に基づき支出することになっている。

本件道路整備については、本件協定に基づき特定組合から特定年度に行われた事業に係る完了報告書が実施機関に提出され、実施機関の所属長は職員に命じて完成検査を行っている。完成検査において、実施機関の職員は、本件負担金を支出する根拠となった特定組合が不動産鑑定士に依頼して行った不動産鑑定評価が適正かどうか、特定組合の立会いのもと検査を行い、適正であると確認されたことから完成検査調書を作成した。その際に使用した不動産鑑定評価書（以下「本件鑑定評価書」という。）は、審査請求人において実施機関が取得したはずであ

ると主張する黒塗り部分等がない文書であるが、実施機関にあっては、原本を確認しその内容を精査したものの、その写しの提出を求めることはしなかった。完成検査の終了後、実施機関は、本件協定に基づき特定組合から請求書が提出されたことから、本件負担金を支出したものである。

その後、特定人から本件鑑定評価書の土地評価額が高額であり本件負担金の支出は不当であるとして、住民監査請求を経た上で住民訴訟が提起された。これにより、実施機関は、本件負担金の支出が妥当であるかどうか、改めて確認するなど当該住民訴訟への対応が必要となったため、特定組合に対して本件鑑定評価書の提出を求めたところ、本件鑑定評価書には本件道路整備に直接関係しない不動産評価額や個人情報等が記載されていることから、特定組合は、これらの部分について一部抜粋や黒塗りをした本件行政文書を実施機関に対して提出した。したがって、実施機関が特定組合から取得した文書は、本件鑑定評価書ではなく、一部抜粋や黒塗り部分がある本件行政文書である。

実施機関において、本件行政文書を確認したところ、一部抜粋や黒塗り部分があったとしても、本件負担金支出の根拠となる土地の評価手法等は適正であると確認できたことから、実施機関が本件負担金を支出したことについても妥当であると判断できる内容であった。

また、本件行政文書については、当該住民訴訟における証拠資料として裁判所に提出しており、その判決においても、本件行政文書に記載された不動産の評価は、専門的な観点から合理的な手法により積算されたものであり、不合理であると疑うに足りる事情は見当たらないと判断されている。

審査請求人は、本件行政文書には一部欠落や黒塗り部分があるとして該当部分の公開を求め審査請求を行っているが、本件行政文書は、前記のとおり、実施機関が一部抜粋や黒塗りをして一部公開したのではなく、実施機関が特定組合から取得した文書そのものである本件行政文書を全部公開したものである。

なお、審査請求人は、実施機関が関係部署に対してどの部分を公開すべきか相談を行っていた旨主張するが、実施機関は、関係部署に対してあった本件行政文書と類似した事例における公開請求への対応について聴取したのみである。実施機関が、審査請求人が主張するような一部欠落や黒塗り部分もない本件鑑定評価書を管理しているものではないことは、前記に説明するとおりである。

5 審査会の判断理由

実施機関が本件行政文書を取得した経緯については、当審査会が確認したところ、実施機関が前記4において説明するとおりであって、この点に特段不自然な点は見当たらない。

また、審査請求人は、本件行政文書では本件負担金の支出の適正さが確認できないため、黒塗り部分等のない本件鑑定評価書を実施機関が管理しているはずである旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は住民訴訟における証拠資料として本件行政文書を裁判所に提出し、その判決において、本件行政文書に記載された不動産の評価額は、専門的な観点から合理的な手法により積算されたものであり、不合理であると疑うに足りる事情は見当たらないと判断されていることに照らしても、本件行政文書をもって本件負担金の支出の適正さを確認できるのであって、実施機関が管理している文書は、取得時から黒塗り等がある本件行政文書であるとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

以上、本件行政文書は実施機関が一部抜粋や黒塗りをして一部公開したのではなく、実施機関が特定組合から取得した文書そのものである本件行政文書を全部公開したものであることが認められる。

なお、審査請求人は、審査請求人が本件道路整備の関係部署に確認したところ、当該関係部署の職員が実施機関から本件行政文書のどの部分を公開するか相談を受けたと説明していることから、実施機関は一部抜粋や黒塗り部分のない完全な本件行政文書を管理しているはずである旨主張するが、初めから黒塗り部分等のある文書であっても、非公開とすべき部分があるか否かについて、実施機関が関係部署に相談を行うことはあり得るのであるから、実施機関が関係部署に対してあった本件行政文書と類似した事例における公開請求への対応について聴取したのみであるとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 12 月 15 日	○ 諮問
平成 30 年 3 月 23 日 (第 182 回部会)	○ 審議
3 月 30 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
4 月 26 日 (第 183 回部会)	○ 審議
5 月 29 日 (第 184 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 6 月 12 日現在) (五十音順)